

申入書

平成20年1月23日

KDDI株式会社 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

当NPO法人は、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図ることを目的として、消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社が携帯電話に関する未成年者との契約にあたっての、契約締結の基準や法定代理人の同意の取得方法について検討しましたので、その検討結果を基に、貴社に対し、下記のとおり申し入れます。なお、この申し入れは、消費者契約法12条あるいは41条1項に基づく請求ないし申し入れではなく、消費者団体の活動としての申し入れであることを、念のため申し添えます。

つきましては、本申し入れに対する貴社の対応について本書到達後2週間以内に文書でご回答ください。回答の有無及び回答内容は公表する場合があることを申し添えます。

第1 申し入れの趣旨

- 1 未成年者が親権者の同意を得て契約当事者となることが出来る年齢を18歳以上とし、18歳未満の未成年者はたとえ親権者の同意があっても契約当事者とはなれないとするよう求める。
- 2 未成年者が契約者となる場合における親権者の同意は、契約者と同席又は来店してもらって行うことを原則とするよう求める。親権者が契約者と遠隔地に居住しているなどやむを得ない場合には、例外として同席又は来店を伴わず書面によ

って同意を得ることもあり得るが、その場合でも電話確認を行うよう求める。

- 3 契約締結後において、法定代理人である親権者からの契約内容の変更（解約、通信の停止、利用内容の変更など）の申出に対して、速やかにこれを承諾して対応するよう求める。
- 4 親権者の同意書に記載されている、親権者の未納代金支払い努力義務条項は削除するよう求める。

第2 申し入れの理由

- 1 未成年者の携帯電話の利用については、犯罪やいじめのきっかけや手段にされたり、利用料が予想外に高額になるなどの問題点が指摘されている。携帯電話利用の未成年者の契約において法定代理人の同意を得る手続について、法定代理人の意思確認が十分でなく、法定代理人の知らない間に未成年者の携帯電話に関する契約が締結されている相談が寄せられ、これらの相談においては法定代理人の意思確認手続だけでなく、実際には同意がないことが判明した後の対処に対しても苦情がある。

未成年者への携帯電話への普及割合は増加しており、これら未成年者の携帯電話の契約や利用については、法定代理人である親権者のコントロール権の確保が図られる必要がある。

- 2 未成年者の利用する携帯電話に関する利用契約は未成年者を契約者とする必要性はない。親権者のコントロール権の確保のためには、親権者を契約者として、携帯電話の利用を未成年者とすることが適切である。携帯電話の契約内容や料金体系の複雑さや高額になりがちな利用料金からすれば、判断能力や経済的能力が劣っている18歳未満の未成年者が契約当事者となることは、たとえ親権者の同意があったとしても適切ではない。

貴社は小学生以上であれば契約当事者となるとしており、他の携帯電話会社と比べて著しく低年齢の未成年を契約当事者として認めている。しかしながら、小学生が携帯電話利用契約に対する判断能力や料金の支払い能力があるとは到底考えられないところである。そのことは中学生や高校生においても同様であるが、小学生を対象とすることの不当性は著しい。

契約当事者としては、契約に関する判断能力や経済的能力が比較的高くなると考えられる18歳以上とし、18歳未満は親権者を契約当事者として契約をするべきである。

- 3 未成年者の契約における親権者の同意取得の貴社の事務処理は、小学生が契約者となる場合以外は、親権者の本人確認や同席を求めておらず、事後確認もはがきによるだけであり、親権者の真意を確認するには極めて不十分である。

親権者の同意の有無がトラブルの原因となることがあること、親権者が契約内容を把握する必要があることからすれば、未成年者が契約者となる場合における親権者の同意は、契約者と同席又は来店してもらって行うことを原則として、本人確認と契約内容の説明を実施すべきである。また、親権者が契約者と遠隔地に居住しているなどやむを得ない場合には、例外として書面によって同意を得ることもあり得るが、その場合でも親権者に対して電話確認を行って同意の真意を確認すべきである。

- 4 未成年者を当事者とする契約が締結された後であっても、親権者の判断で解約、通信の停止、利用内容の変更などの契約内容の変更を行う必要がある場合がある。親権者は法定代理人であり、親権者のコントロール権の確保のためにも、親権者単独の契約変更の申し入れを認めるべきである。
- 5 未成年者が、実際はなかった親権者の同意を作出して契約した場合において、それを発見した親権者からの未成年者取消を認める貴社の事務取扱を引き継続することを求めるものである。
- 6 貴社の親権者同意書には、親権者の未納代金支払い努力義務条項が記載されている。しかしながら、未成年者を契約者としたことは、当該未成年者の経済的能力を契約者として妥当と判断したことであり、たとえ努力条項であっても親権者の信用力を期待することは不適切である。また、かかる条項の存在は事実上、法律的義務のない親権者に対する未納代金支払い請求の根拠とされたり、支払義務があるとの誤解を誘発しかねない。

親権者の未納代金支払い努力義務条項は削除されるべきである。

以上